

事務連絡
令和5年1月27日

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について

本日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」が決定されるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、別紙のとおりお知らせします。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

なお、都道府県による取組等の実施に当たっては、基本的対処方針を踏まえ、あらかじめ政府に対し迅速に情報共有等を行うようお願いいたします。

(別紙1) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について

(別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
令和3年11月19日（令和5年1月27日変更）

(連絡先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 佐川・高木・川島・出口・萩原・奥玉・塚本・西村

直通 03(6257)3086

e-mail g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp